

平成22年度 工賃向上計画の策定・推進のための 個別経営相談事業（派遣相談） 実施要綱

1 趣旨

平成22年3月に道が策定した「新・北海道働く障がい者応援プラン」において、各授産施設・事業所に対し、「工賃向上計画」の策定が求められています。

道内の施設・事業所における平均工賃は、全国平均の工賃を上回っておりますが、障害年金等と併せても地域で経済的に自立した生活を送る水準に達していない状況であり、工賃向上に向けた取組の充実が求められています。

そこで、障がいがあっても、いきいきと働くことのできる就労支援体制を確立するために、経営の専門家である中小企業診断士等による個別経営相談を実施し、事業の効率化や経営改善に関する適切な指導・助言等の支援を行い、授産施設・事業所における工賃向上計画の作成・推進を図る事を目的に実施します。

なお、本事業は、本会北海道社会福祉協議会が、北海道より「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」第31号第1項に基づく「障がい者の就労を支援する施策を推進する業務」の指定法人の指定を受け実施するものです。

2 主催 北海道社会福祉協議会

3 派遣相談内容

事業所・施設の工賃向上を目指した、中小企業診断士による工賃向上計画策定をとおした以下の相談対応等。

- ① 現在の事業効率や経営改善に関する相談
- ② 計画内容の方針、達成策など具体的な策定内容に関する相談
- ③ 計画をこれから作成する際の基本的な策定の考え方、作成方法等に関する相談
- ④ 工賃向上計画の策定後の実行状況や、計画の見直し・修正に関する相談 等

4 相談の実施方法

中小企業診断士による事業所・施設への直接派遣相談

5 相談経費 無 料

6 申込受付・派遣期間等

申込受付：平成22年 9月～平成23年3月 4日（金）

派遣期間：平成22年10月～平成23年3月26日（土）

※派遣希望日に応じ日程調整いたします、月～土曜日対応可
相談時間は、おおむね3～4時間程度

7 派遣件数

派遣予定：施設・事業所延べ30箇所程度

8 対象施設・事業所

道内全域の以下の施設・事業所

- ・就労継続支援B型事業所
- ・旧体系の身体障害者授産施設、知的障害者授産施設及び精神障害者授産施設（いずれも小規模通所授産施設を含む）
- ・就労継続支援A型事業所
- ・小規模作業所（就労継続支援B型事業所への移行が具体的に計画されているもの）
- ・地域活動支援センター（同上）

9 参加申込みについて

別紙申込用紙に必要事項をご記入のうえ、派遣希望日の3週間前までに下記までお申込ください。（FAX可）

北海道社会福祉協議会 北海道障がい者就労支援センター 〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2.7 10階 TEL 011-241-3982 FAX 011-271-1977 [担当：中村]

10 留意事項

各施設・事業所においては、次の事項を留意の上、相談をお願いします。

○【工賃向上計画をこれから作成する施設・事業所】

派遣するにあたり、以下のいずれかを準備してください。

- (1) 施設・事業所の概要、現在の授産作業内容・工賃等について、明記されている資料。
(様式は問いません。もしくは「工賃向上計画」標準様式のⅠ、Ⅱに該当する事項)
- (2) 「工賃向上計画」の案
(様式は問いません。もしくは「工賃向上計画」標準様式を利用してください。)

※ 「工賃向上計画」並びに「工賃向上計画-収支・工賃計画表-」は、未作成でも構いません。

※ 様式につきましては、北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課ホームページより、「標準様式」一式をダウンロードできます。

ホームページ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/kobetukeyeisoudannkai.htm>

- ・派遣相談は、中小企業診断士が(1)又は(2)の内容を事前に確認して相談を行いますので、相談日1週間前までに本会までメール又は、郵送（FAXでも可）で送付してください。
なお、期日までに間に合わない場合は、担当まで必ずご連絡ください。
- ・個別経営相談（派遣相談）の申込をいただいた施設・事業所等へは、申込書到着後1週間以内に確認の連絡をいたします。連絡がない場合は、ご連絡をお願いします。

○【工賃向上計画をすでに作成されている事業所】

派遣するにあたり、以下のものを準備してください。

- (1) 策定した工賃向上計画
- (2) 工賃向上計画策定後の活動実施がわかる資料等（あれば構いません）

- ・派遣相談は、中小企業診断士が(1)の計画内容を事前に確認して相談を行いますので、相談日1週間前までに本会までメール又は、郵送（FAXでも可）で送付してください。
なお、期日までに間に合わない場合は、担当まで必ずご連絡ください。
- ・個別経営相談（派遣相談）の申込をいただいた施設・事業所等へは、申込書到着後1週間以内に確認の連絡をいたします。連絡がない場合は、ご連絡をお願いします。

11 参考

◇ 個別経営相談事業について ◇

対象事業所等が「工賃向上計画」を策定するにあたり、中小企業診断士からの経営的アドバイスを受けるための個別相談事業。

◇ 工賃向上計画とは ◇

「新・北海道働く障がい者応援プラン」において、対象事業所の60%が「工賃向上計画」を策定するよう、協力を求めることとなっている。

この計画は、自らの事業所等の目標工賃を設定し、それに向けた具体的な取組やこれまでの事業内容を検証することにより、効率的な事業運営が図られるほか、工賃向上に向けた取組について、職員を始めとした関係者で知恵を出し合い、決定していくことで、関係者全体の問題意識や目指す方向の意識統一が図られるなど、工賃向上に向けての取組が推し進められることを目的としている。

**平成22年度
工賃向上計画の策定・推進のための個別経営相談事業
申 込 書**

派遣相談	【派遣希望日】 第1希望 月 日 () 第2希望 月 日 () 第3希望 月 日 ()
------	---

施設・事業所 名称		
施設・事業所 障がい種別		
住所 連絡先	〒	
	TEL () —	【担当者 氏名】
	FAX () —	
	E-mail	
出席予定者 職・氏名	役 職	氏 名
工賃向上計画 策定状況	<ul style="list-style-type: none"> ・これから作成する ・案を作成中 ・作成済み（平成 年度策定） 	策定済の場合 道へ提出済 ・ 道へ未提出
※いずれかに○をつけてください		
備考		

※ご記入いただいた情報は当該事業の運営及び統計資料の作成に使用いたします。
 上記以外の目的で本人の了承なく個人情報を第三者に開示することはありません。
 ※申込後の変更、キャンセル等の際は、必ずご連絡ください。